

マドリッド 2010年4月8日

IOSCO（証券監督者国際機構）による「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会は、「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則（ABS 開示原則）—最終報告書」を公表した。ABS 開示原則は、資産担保証券（ABS）の公募及び上場に関する開示制度を規制する証券規制当局に対するガイダンスを定めた原則である。

ABS 開示原則の目的は、ABS の開示制度を規制する規制当局によって検討されるべき事項を明らかにすることを通じて、投資者の保護を高めることである。

ABS 開示原則は、2008年5月に公表された専門委員会の「サブプライム危機に関する報告書」の「IOSCO の既存の開示原則が ABS の公募に妥当しないことが判明した場合、当該公募の開示要件に関する国際原則を作成すること」という提言を受けて作成されたものである。詳細に検討した結果、ABS 及び ABS 発行者の特殊性から、ABS の投資者にとって重要と考えられる開示情報を既存の IOSCO の開示原則がすべて網羅しているとはいえないことが判明したので、ABS 開示原則を作成することとなった。

最終報告書は、IOSCO のウェブサイトにおいて閲覧可能である。

概要

ABS 開示原則は、例えば、RMBS（住宅ローン担保証券）及び CMBS（商業用不動産担保証券）のように、所定の条項に基づき一定期間経過後に現金化される受取金債券その他の金融資産の集合財産のキャッシュ・フローを主に基礎とする有価証券である ABS の上場及び公募に関するガイダンスを定めたものである。

ABS 開示原則は、投資者が投資判断をするために有用な、公募又は上場される有価証券の性質について詳細かつ適正な開示に必要な情報を明解に説明した書類であ

り、発行者が ABS の公募又は上場の際に使用するものを作成することを前提にしている。

ABS 開示原則は、IOSCO の次に掲げる既存の開示原則を補完するものである。

- International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers (1998);
- Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting by Listed Entities (2002);
- General Principles Regarding Disclosure of Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations (2003);
- International Disclosure Principles for Cross-Border Offerings and Listings of Debt Securities by Foreign Issuers (2007); and
- Principles for Periodic Disclosure by Listed Entities (2010).

ABS 開示原則は、次に掲げる場合で開示が必要であるときについてのガイダンスを定めたものでもあるといえる。

- 有価証券の公募に参加していた金融仲介機関が当初の公募において売却されなかった有価証券を後に公衆に対して売却する場合、又は
- 公衆に対して有価証券を転売する者に対して発行者が私募によって当該有価証券を売却する場合。

ABS 開示原則は、積極的に運用される資産の集合体（例えば、投資会社が発行する有価証券）または所定の条項に基づき現金化されない資産の集合体（例えば、資産担保証券）を基礎とする有価証券のガイダンスを定めたものではない。

ABS の公募及び上場のための開示原則

公募される ABS の目論見書又は上場する ABS 上場明細書において記載すべき情報として ABS 開示原則が定めている情報は次に掲げる通りである。

1. 書類作成責任者
2. トランザクションに関与している当事者の特定
3. 証券化トランザクションに関与している重要当事者の役割及び責任
4. スタティック・プール情報
5. プール資産
6. プール資産の重要な債務者
7. ABS の情報
8. トランザクションの構成
9. 信用補完等（一定のデリバティブ商品を除く。）
10. 一定のデリバティブ商品
11. リスク要因
12. 取引市場
13. 公募に関する情報
14. 課税
15. 法的手続
16. 開示書類
17. 関係当事者の資本関係及びその他の関係
18. 専門家の利害関係
19. 追加情報

ABS 開示原則は、証券規制当局による検討及び分析の出発点となるべきものとして、これらの開示項目を掲げたものである。これらの開示項目のすべてを個別法域の ABS 開示要件に加えることが望ましいと考える規制当局もあるであろうし、発行者及び有価証券の特性に従い個別法域における開示項目の関連度が異なるため、開示項目を選択して ABS の開示要件に加える規制当局もあるであろう。

ABS 開示原則はプリンシプル・ベース・フォーマットであるので、証券規制当局が柔軟に法令改正及び運用を行うことができる。